

百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつ目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつ目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪
八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪
二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章の罪
ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
ヘ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二

法律第四百一十一号）第六十三条第二号の罪、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第五十八条の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十二条第二項（労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反し、労働者派遣法第四十四条第四項の規定により労働基準法第六十二条第二項の規定に違反したものとみなされ、若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

十三年法律第三百十号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の規定により適用する場合を含む。)の罪

ト| 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百二十九条(同法第八十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。)(又は第三百二十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。)(同法第八十六条第一項に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む。)の罪

チ| 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条の罪

リ| 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項又は第二項(同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。)の罪

又| 船員職業安定法第百十一条の罪

ル| 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪

ヲ| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五十八条の罪

三、九 (略)

二、四 (略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第二条

三、九 (略)

二、四 (略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第二条

第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（禁止行為）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとつこと。

三 六（略）

（営業等の届出）

第二十七条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（第二条第六項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 三（略）

四 営業所の構造及び設備の概要

第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第四号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（禁止行為）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとつこと。

三 六（略）

（営業等の届出）

第二十七条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（第二条第六項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

五 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所

2 (略)

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第一項又は第二項の届出書（同項の届出書にあつては、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合におけるものを除く。）の提出があつたときは、その旨を記載した書面を当該届出書を提出した者に交付しなければならない。ただし、当該届出書に係る営業所が第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるときは、この限りでない。

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前項の規定により交付された書面を営業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(広告宣伝の禁止)

第二十七条の二 前条第一項の届出書を提出した者（同条第四項ただし書の規定により同項の書面の交付がされなかつた者を除く。）は、当該店舗型性風俗特殊営業以外の店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

2 前項に規定する者以外の者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条

1・2 (略)

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

4 (略)

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前条に規定するもののほか、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 次に掲げる区域又は地域(第三号において「広告制限区域等」
という。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆
に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並
びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表
示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)を
表示すること。

イ 第一項に規定する敷地(同項に規定する施設の用に供するも
のと決定した土地を除く。)(の周囲二百メートルの区域

ロ 第二項の規定に基づく条例で定める地域のうち当該店舗型性
風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定
める地域

二 人の住居にビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条

1・2 (略)

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に前条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

4 (略)

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 次に掲げる区域又は地域(以下この条において「広告制限区域等」
という。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して
公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり
札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又
は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。
)を表示すること。

イ 第一項に規定する敷地(同項に規定する施設の用に供するも
のと決定した土地を除く。)(の周囲二百メートルの区域

ロ 第二項の規定に基づく条例で定める地域のうち当該店舗型性
風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定
める地域

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等(ビラ、パンフレ

告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等においてビラ等を頒布し、又は広告制限区域等以外の地域において十八歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。

6 前項の規定は、第三項の規定により第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

7 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物（当該施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間は、適用しない。

ット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（十八歳未満の者が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。

五 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、十八歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。

六 前各号に掲げるもののほか、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法

6 前項第一号から第五号までの規定は、第三項の規定により第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

7 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号口の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物（当該施行又は適用の際現に前条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間は、適用しない。

8 前条及び第五項に規定するもののほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

9～11 (略)

12 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとつこと。
- 三～五 (略)

(営業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

8～10 (略)

11 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二～四 (略)

(営業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第三項第七号及び第八号の罪を除く。)、刑法第一百七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗

2・3 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の二 無店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、無店舗型性風俗特殊営業の種別(第二条第七項各号に規定する無店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所。以下単に「事務所」という。)の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)

三 事務所の所在地

四 無店舗型性風俗特殊営業の種別

五 客の依頼を受ける方法

六 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先

七 第二条第七項第一号の営業につき、受付所(同号に規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同

特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2・3 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の二 無店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、無店舗型性風俗特殊営業の種別(第二条第七項各号に規定する無店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所。以下単に「事務所」という。)の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)

三 事務所の所在地

四 客の依頼を受ける方法

五 電話番号その他の客の依頼を受ける業務を行う場所を表示する事項

六 無店舗型性風俗特殊営業の種別

じ。)(又は待機所(客の依頼を受けて派遣される同号に規定する
役務を行う者を待機させるための施設をいう。第三十七条第二項
第三号において同じ。)(を設ける場合にあつては、その旨及びこ
れらの所在地

2 前項の届出書を提出した者は、当該無店舗型性風俗特殊営業を廃
止したとき、又は同項各号(第四号を除く。)(に掲げる事項に変更
があつたときは、公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして事
務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公
安委員会)に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める
事項を記載した届出書を提出しなければならない。

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府
令で定める書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第一項又は第二項の届出書(同項の届出書にあつ
ては、無店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合におけるものを除く
。)(の提出があつたときは、その旨を記載した書面を当該届出書を
提出した者に交付しなければならない。ただし、当該届出書に受付
所を設ける旨が記載されている場合において、当該届出書に係る受
付所が、第三十一条の三第二項の規定により適用する第二十八条第
一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により、受付
所を設けて営む第二条第七項第一号の営業(受付所における業務に
係る部分に限る。以下この款において「受付所営業」という。)(を
営んではならないこととされる区域又は地域にあるときは、この限
りでない。

2 前項の届出書を提出した者は、当該無店舗型性風俗特殊営業を廃
止したとき、又は同項各号(第六号を除く。)(に掲げる事項に変更
があつたときは、公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして事
務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公
安委員会)に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める
事項を記載した届出書を提出しなければならない。

5 無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前項の規定により交付された書面を事務所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(広告宣伝の禁止)

第三十一条の二の二 前条第一項の届出書を提出した者(同条第四項ただし書の規定により同項の書面の交付がされなかつた者を除く。

)は、当該無店舗型性風俗特殊営業以外の無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

2 前項に規定する者以外の者は、無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもつて、広告又は宣伝をしてはならない。

(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十一条の三 第十八条の二第一項並びに第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、第十八条の二第一項第一号中「営業所で客に」とあるのは「客に」と、第二十八条第五項中「前条」とあるのは「第三十一条の二」と、同項第一号口中「地域のうち」とあるのは「地域(第二条第七項第一号の営業にあつては同条第六項第二号の営業について、同条第七項第二号の営業にあつては同条第六項第五号の営業について、それぞれ当該条例で定める地域をいう。)(のうち」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用する第五項第一号」と、

(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十一条の三 第十八条の二第一項並びに第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、第十八条の二第一項第一号中「営業所で客に」とあるのは「客に」と、第二十八条第五項第一号口中「第二項」とあるのは「当該無店舗型性風俗特殊営業の種別に対応する店舗型性風俗特殊営業の種別として政令で定める店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用する第五項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の二第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」と

「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の二第一項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の二の二及び第三十一条の三第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替えるものとする。

2 受付所営業は、第二条第六項第二号の営業とみなして、第二十八条第一項から第四項まで、第六項、第十項及び第十二項（第三号を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第二十七条第一項の届出書」とあるのは「第三十一条の二第一項又は第二項の届出書で受付所を設ける旨が記載されたもの」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用する前項」と、同項、同条第十項並びに第十二項第四号及び第五号中「営業所」とあるのは「受付所」とする。

3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 二 十八歳未満の者を客とすること。

（営業の停止等）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害

あるのは「客となつて」と読み替えるものとする。

2 無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次の行為をしてはならない。

- 一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 二 十八歳未満の者を客とすること。

（営業の禁止）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童

を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者が第三十一条の第三第二項の規定により適用する第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により受付所営業を営んではないこととされる区域又は地域において受付所営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による当該受付所営業の停止の命令に代えて、当該受付所営業の廃止を命ずることができる。

3 第三十一条の規定は、第一項の規定により受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 公安委員会は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の四第一項の規定による指示又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令をしようとする場合において、当該処

の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業と同一の無店舗型性風俗特殊営業の種別の無店舗型性風俗特殊営業に該当する営業の全部又は一部を営んではない旨を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 公安委員会は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の四第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型性風

分に係る無店舗型性風俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業と同一の無店舗型性風俗特殊営業の種別の無店舗型性風俗特殊営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

三 前号に掲げる場合において、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者が第三十一条の三第二項の規定により適用する第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により受付所営業を営んではないこととされる区域又は地域において受付所営業を営む者であるとき 当該受付所営業に係る同号に定める命令に代えて、当該受付所営業の廃止を命ずること。

3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第一号の規定により受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

(営業等の届出)

第三十一条の七 (略)

2 第三十一条の二第二項から第五項まで(第四項ただし書を除く。

)の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第四号を除く。)(」とあるのは「第三十一条の七第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の八 第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

(営業等の届出)

第三十一条の七 (略)

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第六号を除く。)(」とあるのは「第三十一条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、映

は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項中「前条に規定するものほか、その」とあるのは「その」と、同項第一号口中「第二項」とあるのは「第二条第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と、「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の八第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替えるものとする。

2 5 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 営業所の構造及び設備(第二条第九項に規定する電気通信設備を含む。)の概要

五 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所

2 第二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第三号を除く。）」とあるのは「第三十一条の十二第一

映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号口中「第二項」とあるのは「第二条第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替えるものとする。

2 5 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第二十七条第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第三号を除く。）」とあるのは「第三十一条の十二第一項各号」と読み替

項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十一条の十二第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十一条の十二第一項又は同条第二項において準用する第二項」と、同項ただし書中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第三十一条の十三 第二十八条第一項から第十項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項及び第七項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは「その」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけたはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとつこと。

えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第三十一条の十三 第二十八条第一項から第九項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第四項中「店舗型性風俗特殊営業(第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。その」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、同条第七項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第八項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)

三〇七 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づき処分を違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

三〇六 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第三項第七号及び第八号の罪を除く。)、刑法第一百七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づき処分を違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業等の届出)

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一〇四（略）

五 第二条第十項に規定する電気通信設備の概要

2 第三十一条の二第二項から第五項まで（第四項ただし書を除く。）

（の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第四号を除く。）」とあるのは「第三十一条の十七第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

第三十一条の十八 第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは「その」と、同項第一号口中「第二項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替えるもの

一〇四（略）

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第六号を除く。）」とあるのは「第三十一条の十七第一項各号」と読み替えるものとする。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

第三十一条の十八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号イ中「第一項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、同号口中「第二項」とあるのは「第三十一条の十三第一項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、「関する第一項」とあるのは「関する第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけて」と読み替えるもの

とする。

2・3 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるも

とする。

2・3 (略)

(営業の禁止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるも

のとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号口からへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3 (略)

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第二十二條(第三号を除く。)の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは、「当該営業(深夜における営業に限る。)(」と、同条第四号中「業務」とあるのは、「業務(少年の健全な育成に及

のとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第一百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

3 (略)

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第二十二條(第二号を除く。)の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号中「当該営業」とあるのは、「当該営業(深夜における営業に限る。)(」と、同条第三号中「業務」とあるのは、「業務(少年の健全な育成に及ぼす影響が

ほす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。」と、同条第五号中「十八歳未満」とあるのは、「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、「第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

（指示等）

第三十五条の四（略）

2 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し刑法第二百二十三条の罪に当たる違法な行為その他の受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は接客業務受託営業を営む者が前項の規定による指示に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該接客業務受託営業を営む者に対し、六月を超えな

少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。」と、同条第四号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。）」と、「第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

（指示等）

第三十五条の四（略）

2 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し刑法第二百二十三条の罪に当たる違法な行為その他の受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は接客業務受託営業を営む者が前項の規定による指示に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該接客業務受託営業を営む者に対し、六月を超えな

い範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 当該接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し第二項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は接客業務受託営業を営む者が第一項の規定による指示に違反した場合 六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

5 (略)

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所)に、従業者名

い範囲内で期間を定めて、接客業務受託営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずることができる。

3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 当該接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し第二項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は接客業務受託営業を営む者が第一項の規定による指示に違反した場合 六月を超えない範囲内で期間を定めて、接客業務受託営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

5 (略)

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所)に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事

簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十二条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一 生年月日

二 国籍

三 日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間並びに同法第十九条第二項の許可の有無及び当該許可があるときはその内容

ロ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することができる資格

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十二条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国

<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>5 公安委員会は、少年指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>3 少年指導委員又は少年指導委員であつた者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>五 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>四 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>三 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>二 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。</p>	<p>3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の規定による立入りをさせるときは、少年指導委員に対し、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 少年指導委員は、前項の指示に従つて第一項の規定による立入りをしたときは、その結果を公安委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十八条の三 前二条に定めるもののほか、少年指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

6 前各項に定めるもののほか、少年指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の十五第一項、第三十四条第二項、第三十五条若しくは第三十五条の二の規定により営業の停止を命じ、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の禁止を命じ、又は第三十条第二項若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五、第三十一

第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（国家公安委員会への報告等）

第四十一条の三（略）

一（略）

二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2（略）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第

条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（国家公安委員会への報告等）

第四十一条の三（略）

一（略）

二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2（略）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第

一 項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の承認を受け
た者

三 第十一條の規定に違反した者

四 第二十六條、第三十條、第三十一條の五第一項若しくは第二項、第三十一條の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一條の十五、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項第二号、第三十四條第二項、第三十五條、第三十五條の二又は第三十五條の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員會の処分に違反した者

五 第二十八條第一項（第三十一條の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む）の規定に違反した者

六 第二十八條第二項（第三十一條の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一條の十三第一項において準用する場合を含む）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

一 項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の承認を受け
た者

三 第十一條の規定に違反した者

四 第二十六條、第三十條、第三十一條の五、第三十一條の六第二項第二号、第三十一條の十五、第三十一條の二十、第三十一條の二十一第二項第二号、第三十四條第二項、第三十五條、第三十五條の二又は第三十五條の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員會の処分に違反した者

2 | 第二十條第六項又は第三十九條第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 | 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 | 第九條第一項（第二十條第十項において準用する場合を含む）以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九條第一項の承認を受けないで營業所の構造又は設備（第四條第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

- 二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者
 - 三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の承認を受けた者
 - 四 第二十二条(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)
)の規定に違反した者
 - 五 第二十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反した者
 - 六 第二十三条第二項の規定に違反した者
 - 七 第二十八条第一項(第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)
)の規定に違反した者
 - 八 第二十八条第二項(第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)
)又は第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者
 - 九 第二十八条第十一項の規定に違反した者
 - 十 第三十一条の三第二項第一号の規定に違反した者
 - 十一 第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者
 - 十二 第三十一条の十三第二項第一号から第五号までの規定に違反した者
 - 十三 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者
- 4 | 第二十二條第二号若しくは第三号(第三十二條第三項において準用する場合を含む。)、第二十八條第十一項第二号、第三十一条の三第二項第一号、第三十一条の十三第二項第二号若しくは第三号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十

八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第九条第五項後段の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 四 第二十三条第一項第三号又は第四号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十四条第一項の規定に違反した者
- 六 第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項、第三十一条の十七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載

をして提出した者

七 第三十六条の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項（第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第九条第三項（第二十条第十項において準用する場合を含む。）

以下この号において同じ。）若しくは第三十三条第二項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは添付書類（前項第六号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項若しくは第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十条第一項の規定に違反した者

五 第十条の二第七項の規定に違反した者

六 第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は第二十七条第二項若しくは第三十一条の二第二項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

七 第三十一条第四項又は第三十一条の十六第四項の規定に違反し

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九条第一項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者
- 三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者
- 四 第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第三十一条の三第三項第一号の規定に違反した者
- 七 第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

た者

八 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反した者

九 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者

十 第三十三条第四項の規定に基づき都道府県の条例の規定に違反した者

2 | 第二十二条第三号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第

- 一 号若しくは第二号の規定に違反した者
- 二 第二十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反した者
- 三 第二十三条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出しないで性風俗関連特殊営業を営んだ者
- 五 前号に規定する届出書又はこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

第五十三条 次各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条の二又は第三十一条の二の二の規定に違反した者
- 二 第二十八条第五項（第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第三十六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第三十六条の二第一項の規定に違反した者
- 五 第三十六条の二第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

六 第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

七 第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十三条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十四条第一項の規定に違反した者

六 第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）（第三十一条の第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第一項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第二十七条

第二項、第三十一条の二第二項若しくは第三十二条第一項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条第五項（第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第九条第三項（第十条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十二条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十二条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十二条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
- 四 第十条第一項の規定に違反した者
- 五 第十条の二第七項の規定に違反した者
- 六 第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項の規定に違反した者
- 二 第十条第三項の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項の規定に違反した者

第五十条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前条（第二項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項の規定に違反した者
- 二 第十条第三項の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項の規定に違反した者

酒税法（昭和二十八年法律第六号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>税務署長は、免許を与えないことができる。</u></p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号）（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>、第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号）（店舗型風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>、第五十条第一項第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号）（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>若しくは第五十六條（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号</p>	<p>（免許の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>税務署長は、免許を与えないことができる。</u></p> <p>一（七）（略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九條第三項第四号（同法第二十二條第五号）（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>（第九号）（同法第二十八條第十一項第四号）（店舗型風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>若しくは第十二号（同法第三十一條の十三第二項第五号）（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）</p> <p>若しくは第五十条（同法第四十九條第三項第四号、第九号又は第十二号）に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（</p>

に係る部分に限る。)の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 (略)

同法第四十八条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 (略)

